

2回
平成30年第 総 会
2月

白井市農業委員会会議録

平成30年2月7日 開会

平成30年2月7日 閉会

白井市農業委員会会議録

平成30年2月7日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会長	笠井行雄
会長代理	中村教雄
1番	根本孝一
2番	岩井聡明
4番	今井幹代
5番	福田孝一
6番	内藤秀樹
7番	宇賀義則

欠席委員は次のとおり

3番	芦田恵子
----	------

出席農地利用最適化推進委員は次のとおり

1. 齋藤和博
2. 秋谷茂男
3. 川上洋
4. 押田勝巳
5. 海老原清
6. 山崎雅巳
7. 伊藤治
8. 秋本善久

本日の議案は下記のとおり

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について
- 議案第3号 特定農地貸付の承認申請について
- 議案第4号 競（公）売買受適格証明願について
- 議案第5号 平成29年度第10次農用地利用集積計画の決定について
- 議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について

報告・協議事項等

- (1) 届出等事務局長専決決裁報告について
- (2) その他

3月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 2月23日（金）
- ・事前審査会（案） 3月 2日（金）
第1班 午前9時から 本庁舎3階会議室301
- ・総 会（案） 3月 9日（金）
午後4時00分から

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

事務局 では、お願いします。

笠井会長 皆さん、どうもこんにちは。本日お忙しい中、2月の定例総会ということで、お集まりいただきまして、大変ご苦労さまです。毎日寒い日が続いておりますけれども、健康には十分気をつけていただきたいと思います。また、ことしは特にインフルエンザが流行しているということですので、今後の委員活動等頑張ってくださいと思います。

それでは、会議に入らせていただきます。

本日の出席委員は8名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより平成30年2月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、1番、根本孝一委員、2番、岩井聡明委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局湯浅でございます。1ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

平成30年2月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、平塚字本郷987番、外4筆。

字本郷分は地目が山林、現況は田で字小森下分は地目、現況とも田になります。

地積、5筆で6,954平米。

権利者、白井市平塚 番地、株式会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

経営面積167アール。

義務者、白井市平塚 番地、〇〇〇〇。

事由といたしましては、使用貸借権の設定となります。

2の1から2の2にかけてを説明いたします。

平塚字竹下1141番、外15筆となります。

地目、現況につきましては、全て田となります。

地積につきましては、16筆で9,797平米。

権利者につきましては、先ほどと同じ〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇となります。

義務者につきましては、白井市平塚 番地、株式会社〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇、〇〇〇〇。持ち分につきましては、それぞれ2分の1となります。

事由につきましては、使用貸借権の設定となります。

3番、清戸字先上774番5。

地目は山林、現況は畑となります。

地積、389平米。

権利者、白井市清戸 番地 、〇〇〇〇。

経営面積、47アール。

義務者、船橋市神保町 番地 、〇〇〇〇。

事由につきましては、所有権移転、交換となります。

4番、清戸字先上774番6。

現況地目が畑。

地積、500平米。

権利者、船橋市神保町 番地、〇〇〇〇。

経営面積、294アール。

義務者、白井市清戸 番地 、〇〇〇〇。

事由につきましては、所有権移転、交換となります。

以上で、議案第1号の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

根本孝一委員をお願いします。

根本孝一委員 1班の副班長の根本です。議案第1号の1番、2番につきましては、報告が重なりますので、一括で報告したいと思います。

議案第1号1番、2番について、3条申請にかかわる調査報告を行います。

資料は1番と2番です。

当日は、権利者、〇〇〇〇、義務者、〇〇〇〇さん、〇〇さんの代理人で〇〇〇〇さんが出席されました。

申請地は、市役所から北東へ約4.5キロメートルに位置しております。

申請地の現状ですが、農閑期ではありますが、よく管理されておりました。

進入路については、土地改良区内であり、確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについてご報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター、田植え機、コンバイン、貨物自動車等、農機具はそろっています。

労働力は、3人が農業に従事しています。

年間従事日数は250日、技術力もあります。

面積要件についても、下限面積をクリアしています。

現在所有する農地は、効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

また、農地所有適格法人の条件を満たしています。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2号の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

続きまして、議案第1号、3番について報告します。

3条申請に係る報告を行います。

資料は3番です。

当日は、権利者、〇〇〇〇さん、義務者、〇〇〇〇さんの代理人で〇〇〇〇さん

と申請代理人、有限会社〇〇〇〇事務所の〇〇〇〇さんが出席されました。

申請地は、市役所から東へ約3キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、きれいに管理されておりました。

進入路については、今回の申請により交換した土地が県道と接続することにより確保されます。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについてご報告いたします。

権利者である〇〇〇〇さんは、高齢ではありますが、農業に従事して管理をしています。

年間従事日数は150日、技術力もあります。

息子である〇〇〇〇さんが引き継ぐ予定とのことでした。

現在所有する農地は、全て効率的に耕作されております。

また、この農地においては、囲繞地を解消することにより、効率的な利用であり、周辺農地等への支障はありません。

以上の調査結果から、許可要件を満たしていると考え、許可相当と判断します。

続きまして、議案1号4番について、3条申請にかかわる調査報告を行います。

資料は4番です。

当日は、権利者、〇〇〇〇さん、義務者、〇〇〇〇さんの代理人で〇〇〇〇さんと申請代理人、有限会社〇〇〇〇の〇〇〇〇さんが出席されました。

申請地は、市役所から東へ約3キロメートルに位置しています。

申請地の現状についてですが、きれいに管理されておりました。

進入路については、県道により確保されています。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて、報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター3台、耕転機1台、運搬車2台、農業用車両等、農機具はそろっております。

労働力は、世帯人4人で、3人が農業に従事しています。

年間従事日数ですけれども、320日、技術力もあります。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

現在所有する農地は、全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、農地法第3条第2号の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございました。
地区担当員の方で補足説明がありましたら、説明をお願いします。

1番、2番、福田孝一委員をお願いします。

福田孝一委員

平塚地区担当の福田です。

班長の調査とかぶるところが大分あると思いますが、よろしくをお願いします。

2月1日午後1時30分に海老原委員とともに〇〇家を訪れました。

息子の〇〇さんにお話を聞きました。

〇〇〇〇ですが、コンバインと、それから乾燥機、大型の設備がしっかりと整っておりまして、田んぼも今きちんと耕されていました。

また、5年後、これからどんどん広げて拡大していこうという意気込みがありまして、5年後には〇〇さんも今、相島、それから我孫子方面に土地を借りて、5年後それを合わせてやるということです。

また、お得意さんと言いますか、お米を出荷する先も、〇〇病院、〇〇病院、〇〇病院等しっかりしておりますので、何ら問題がないと思います。

以上です。

笠井会長

ありがとうございます。

3番、4番、山崎雅巳委員をお願いします。

山崎雅巳委員

山崎が説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの家は、親戚関係です。

774が1筆だったところに一緒に耕作をしていました。

筆が細かく分かれたときに今の形になりました。

現在の使用状況ですが、〇〇さんのほうは除草などの管理のみで、〇〇さんのほうは野菜や梨の補植用の苗木をつくっています。

30年ほど前からは、今回の申請と同じ形で使用しています。

今回の〇〇さんの息子さんの〇〇さんの定年が近くなったので、〇〇さんが管理しやすくするために、今回、権利上も変えることになりました。

私からは以上です。

笠井会長

ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

宇賀委員。

宇賀義則委員

宇賀です。

3番、4番についてなのですが、資料の3の5を見ていただきたいのですが、〇〇〇〇さんと〇〇さんのそれぞれの土地の周囲の隣接する土地は、どなたの名義にな

っているのでしょうか。

確認で教えていただきたいのですが。

根本孝一委員 1班副班長の根本です。

こちらのほうは、〇〇〇〇さんのほうになっていて、少し山になっているのですけれども、木が生えているのですけれども、後ろ側はそういうことを言っていました。左右についてはちょっとわかりません。

内藤秀樹委員 いいですか。

笠井会長 はい。

内藤秀樹委員 内藤です。

どの番地がどの人かというのは、ちょっと把握できていないのですけれども、〇〇〇〇さんと、あともう1人誰だか、ちゃんと地元の人でしっかりした人です。

以上です。

福田孝一委員 はい。

笠井会長 よろしいですか。

岩井委員。

岩井聡明委員 3の5について、公図なのですけれども、774の2番地が〇〇さんの土地で、この土地が通路に接していないということで今回交換をして、〇〇さんが774の5を手に入れて、公道に接するような形で所有権を交換するという事なのでしょうか。

根本孝一委員 根本です。

もともとの774の1、774の2に分かれていたということですよ。

前の道に接しているほうが1筆、774の1だったものを〇〇〇〇さんが持っていて、それで後ろの774と774の6が1筆だったものを〇〇〇〇さんのものだったので、今度774の1と774の6が持ち主が一緒になるということです。

774の5と774の2を足したL字型というか、両方が道の部分に面するという事ですよ。

そういう形で、両方が道路に接する形で交換ということになっています。

岩井聡明委員 わかりました。

笠井会長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。1番と2番は関連がございますので一括して採決いたします。

1番、2番、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番、2番、許可することに可決します。

次に、3番、4番は関連がございますので一括して採決いたします。

3番、4番、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、3番、4番、許可することに可決します。

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務所、湯浅でございます。資料は3ページとなります。

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第7条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

平成30年2月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、富塚字宮ノ前729番1の一部、外3筆。

地目、畑。

地積につきましては、トータルで0.24平米となります。

申請人、白井市富塚 番地、〇〇〇〇。

申請事由、一時転用、営農型太陽光発電施設用地となります。

以上で、議案第2号の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

根本孝一委員をお願いします。

根本孝一委員 根本です。

それでは、議案第2号について調査報告をいたします。

審査資料の5番をごらんください。

当日は、権利者の〇〇〇〇さんが出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は、市役所から北西へ約3キロメートルに位置しております。

市道に面しており、進入路は確保されております。

農地区分としては、農用地区域内の農地と判断いたしました。

転用目的ですが、営農型太陽光発電施設用地ということですが、本申請は、3年間

の一時転用期間が終了となるため、許可申請されたものです。

次に、一般基準ですが、本申請は営農型太陽光発電施設ということですが、既に3年間事業が成り立っており、面積妥当と思われます。

資金は、自己資金で賄う予定です。

周辺農地への支障ですが、近隣から意見があったことはないそうです。

また、申請地は土地改良区ではありません。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま、事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

川上洋委員をお願いします。

川上 洋委員 農地利用最適化推進委員の川上です。

3年前に申請して、一時転用ということで、今、班長さんが申したとおり3年ごとに書きかえで申請ということなので、ちゃんと下も畑をつくっていますし、真面目に一生懸命やっていますので、問題ないと思います。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

押田委員。

押出勝巳委員 これ3年前に一時転用の期間のとき現地で確認して、現在使われているのは知っているのですけれども、これは見積書の中に撤去したりとかあるけれども、何か工事をやるのですか。

笠井会長 根本委員。

根本孝一委員 私たちもこの撤去費用というのはどういうことなのかというような質問をしました。その理由というのが、24万幾らで何かわからないなということだったので、要はこれをするときに、撤去することになったときの費用も全部計算して出せということだったので、何でこんなに少ないのかというと、実は太陽光の施設は再度利用ができて、売買ができると。

それで残りこれぐらいだということなのです、柱や何やらで。

だから、この少ない額ですけれども、そういうことでした。

押田勝巳委員 わかりました。

笠井会長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第3号 特定農地貸し付けの承認申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局湯浅です。資料4ページとなります。

議案第3号 特定農地貸付けの承認申請について。

下記のとおり、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、特定農地貸付けについて、承認申請がありましたので、提出いたします。

平成30年2月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

資料4ページをごらんください。

1番、復字台山1144番地5。

地目、畑。

地積、2,924平米。

申請人、白井市復 番地、〇〇〇〇。

申請事由につきましては、市民農園開設によるものでございます。

以上で、議案第3号の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

笠井会長 ありがとうございます。

議案第3号 特定農地貸付けの承認申請については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

地区担当員の補足説明もございません。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

笠井会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号特定農地貸付けの承認申請について採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 特定農地貸付けの承認申請について、承認することに可決します。

議案第4号 競（公）売買受適格証明願についてを議題といたします。

事務局 資料5ページとなります。

議案第4号 競（公）売買受適格証明願について、下記のとおり、競（公）売買受適格証明願がありましたので、提出致します。

平成30年2月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、富塚字作801番1。

地目、畑。

地積、287平米。

申請人、白井市富塚 番地、〇〇〇〇。

申請事由、競売参加によるものでございます。

2番、富塚字作820番地1。

地目、畑。

地積、1,128平米。

申請人、白井市富塚 番地、〇〇〇〇。

申請事由、同じく競売参加によるものでございます。

以上で議案第4号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

根本孝一委員、お願いします。

根本孝一委員 1班副班長の根本です。

議案第4号1番、競（公）売買受適格証明願について調査報告を行います。

資料は6番です。

当日は、権利者、〇〇〇〇さんが出席されました。

申請地は、市役所から北西へ約3キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、管理されておらず、荒れた状態です。

市道に面しており、進入路は確保されています。

次に、買受適格者に適合するかについて報告します。

権利者が所有する主な農機具は、トラクター、田植え機、貨物自動車がそれぞれ1台ずつと農機具はそろっています。

労働力は、世帯人4人で、夫婦2人が農業に従事しています。

年間従事日数は300日、技術力もあります。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

現在所有する農地は、全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は競（公）売買受適格証明願の許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

続きまして、議案第4号、2番、競（公）売買受適格証明願について調査報告を行います。

資料は7番です。

当日は、権利者、〇〇〇〇さんが出席されました。

申請地は、市役所から北西へ約3キロメートルに位置しています。

申請地の現状についてですが、管理されておらず、荒れた状態です。

市道に面しており、進入路は確保されています。

次に、買受適格者に適合するかについて報告します。

権利者が所有する主な農機具は、トラクター、耕運機、田植え機、コンバイン、貨物自動車それぞれ1台ずつと農機具はそろっております。

労働力は、〇〇〇〇さんが1人で、年間従事日数は200日、技術力もあります。

面積要件についても、下限面積の50アールをクリアしています。

現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても、支障ありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は競（公）売買受適格証明願の許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま、事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番、2番、川上洋委員お願いします。

川上 洋委員 推進委員の川上です。

〇〇〇〇さんの場合ですけれども、ちょうど現在つくっている畑の隣に細長くずつついていまして、荒れちゃっているのも、もし買えれば自分のうちできれいにして、そうするとその反対が道路なので、道路まできれいにしたいということで、た

またま競売に出たのでほしいなということで、適格証明を出したということです。

問題ないと思います。

〇〇〇〇さんの場合ですけれども、この土地もやっぱり自分でつくっている畑の隣についていまして、今、シノが生えたり、草生えたり、ぼさぼさなので、あれどうするのと聞いたら、とりあえずはシノやなんかをきれいにして、梅の木を植えたいということで、隣の畑は春、夏は野菜なんかをつくっているのですけれども、あそこは梅の木でも植えようかなというようなことでした。

問題ないと思います。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑はないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号競（公）売買受適格証明願について採決を行います。

1番、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第4号 競（公）売買受適格証明願について、1番、証明することに可決します。

次に、2番、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第4号 競（公）売買受適格証明願について、2番、証明することに可決します。

議案第5号 平成29年度第10次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 事務局湯浅です。

議案第5号 平成29年度第10次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙のとおり平成29年度第10次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので、提出いたします。

平成30年2月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

7ページをごらんください。

7ページにつきましては、市長からの協議文となります。

説明は割愛させていただきます。

8ページをごらんください。

それぞれの一覧表となっております。

1番から順次説明を申し上げます。

1番、谷田字耕地338番。

地目、田。

利用権設定面積、383平米。

種類、使用貸借権。

内容、水稻。

期間、5年。

賃料、無償。

利用権を設定する者、白井市谷田 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市谷田 番地、〇〇〇〇。

経営面積、166アール。

継続となります。

2番、谷田字サビ付257番。

地目、田。

利用権設定面積、145平米。

賃貸借権。

内容、水稻。

期間は5年。

賃料は3,250円。

支払い方法は、直接持参。

利用権を設定する者、白井市谷田 番地、〇〇〇〇。

利用権の設定を受ける者、白井市谷田 番地、〇〇〇〇。

経営面積、153アール。

こちらも継続となります。

3番、折立字前原88番7。

地目、原野、現況につきましては、畑となります。

利用権の設定面積、1,236平米。

賃貸借権。

畑作。

期間は1年。

賃料は2万円。

支払い方法は、口座となります。

利用権を設定する者、白井市根 番地の 、〇〇〇〇、〇〇〇〇。

利用件の設定を受ける者、白井市折立 番地の 、株式会社〇〇〇〇代表取締役、
〇〇〇〇。

経営面積、452アール。

こちらについても継続となります。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

今回は継続ですので、地区担当員の補足説明もございません。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑はないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第5号平成29年度第10次農用地利用集積計画の決定について採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第5号 平成29年度第10次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局湯浅でございます。

9ページをごらんください。

議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について。

農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づく農地等の利用の最適化の推進に関する指針を改正したので、提出いたします。

平成30年2月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

大変申しわけありません、10ページ以降の説明につきましては、事務局の大野のほうからさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

事務局 事務局の大野でございます。
それでは、説明させていただきます。
10ページをごらんください。
改正の概要といたしまして、新旧対照表を掲載してございます。
改正の内容は、遊休農地の面積、旧が現状では104、3年後の目標では98、目標では92。それが新では、現状が199、3年後の目標が193、目標が187となっております。
続きまして、その割合でございます。
現状が旧では9.6%、3年後の目標では9.1%、目標では8.6%。新のほうが現状18.4%、3年後の目標が17.9%、目標が17.4%のように改正したいと思います。
11ページから15ページが、新しい指針となります。
改正点は、13ページ。
13ページの遊休農地の解消目標の表が、改正点となります。
今回の改正なのですけれども、10月に指針を定めましたが、そのときは昨年、県に報告した資料をもとに遊休農地面積を作成いたしました。
しかし、本年、農振農用地の見直しということで、農政課が荒廃地の調査を行いました。
それに合わせて農業委員会のほうもその結果をもとに、10月に皆さんと一緒に調査をいたしました。
その結果、昨年と大幅に数値が違いまして、本年の数値が信用がおけるのじゃないかということで、本年の数値に指針のほうを書きかえて改正するものでございます。
それで県のほうに報告した数字が、196ヘクタールで報告してございます。
こちらのほう199になっておりますが、昨年の調査結果とことしの調査結果を見比べまして、きれいになっていたところが3ヘクタールございましたので、その分を足して199で、最初の29年4月時点の面積とさせていただきます。
本年度は、調査の結果、3ヘクタールきれいになっていましたので、その分が実績ということで掲示したいと思います。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

笠井会長 ありがとうございます。
本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。
続いて質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いします。
質疑ございませんか。
押田委員。

押田勝巳委員 最初、旧のやつで遊休が100ヘクタールぐらいだったのですけれども、それが新で約倍近くになっているのですけれども、結局この何年間かの間にかなりふえているのですよね。

それをこの目標で減らすというのをやっているのですけれども、実際可能であるかどうかという。

だからその辺を届出としてこれで出せばいいのか、それとも実際に即した、もっとももっと考えることがあるのじゃないかと思うのですけれども。

笠井会長 事務局。

事務局 一応、年2ヘクタールということで目標は出しています。

今年の実績を見ますと、モグラ開発がこの間、借り入れでやったところがきれいになりまして、あそこだけで結構ありましたので、そのような件数ふえますと大体2ヘクタールぐらいは、毎年皆さんいろいろご努力いただければ何とかなると思われますので、全部解消というような形の格好のほうよろしいのでしょうかけれども、そこまではできませんので、何とか2ヘクタールぐらい毎年解消していただくような形でお願いしたいと思います。

笠井会長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

笠井会長 では、質疑はないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について採決を行います。承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第6号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について、承認することに可決します。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 資料15ページをごらんください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規定第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

平成30年2月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

16ページをごらんください。

専決処分書となります。

①といたしまして、農地法第3条の3、第1項の規定による届出となります。
16ページ、17ページが同様の届出となります。

18ページをごらんください。

②、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出となります。

報告事項は以上でございます。

次回の総会及び事前審査会の日程についてお知らせいたします。

次第にありますとおり、3月の事前審査会、総会の日程につきましては、申請受付
締め切りが2月23日、金曜日。

事前審査会が3月2日。

こちらは第2班の担当となります。

午前9時から、本庁舎3階301会議室となります。

総会につきましては、こちらも案となりますが、3月9日金曜日、午後4時からと
なります。

では、事務局からの報告事項は以上でございます。

笠井会長

それでは、本日の議案については全て終わりました。

長時間にわたり、慎重なる審議を賜りありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人